

午前10時30分開会

○岩佐委員長 おはようございます。ただいまから企画総務委員会を開会します。

傍聴者の方にご案内します。当委員会では、撮影、録音、パソコンなどの使用は認められておりませんので、あらかじめご了承ください。

欠席届が出ています。コミュニティ政策担当課長、施設整備担当課長、企画課長が出張公務のため、法務担当課長が家族の介護のため欠席です。

それでは、本日の日程をご確認ください。陳情審査が2件、地域振興部の報告事項が1件、政策経営部の報告事項が6件の順に進めてまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。ありがとうございます。

それでは、日程1、陳情審査に入ります。

企画総務委員会に新たに送付7-31、旧永田町小学校校舎の留保財産候補選定及び今後の活用方針に対する陳情、送付7-32、旧永田町小学校校舎の留保財産候補選定及び今後の活用方針に対する陳情が送付されました。お手元に陳情書の写しをお配りしましたのでご確認ください。なお、（発言する者あり）失礼しました。ごめんなさいね。7-32ですね、失礼しました。文化財、歴史的価値のある旧永田町小学校校舎を解体しないで活用するための陳情でしたね。大変失礼いたしました。こちらの2件の陳情について写しをお配りしましたので、ご確認ください。なお、送付7-32の参考資料につきましては、委員、理事者限りの資料となるため、取扱い、特にご質疑の際に、例えば個人情報のお名前を出しちゃうとか、そういったことは少しちょっとご配慮を頂くように、取扱いにはご注意ください。

それでは、陳情書の朗読は省略いたします。

2件の陳情は関連するため一括して審査したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。ありがとうございます。

それでは、本2件の陳情について、執行機関から情報提供等がありましたらお願いいたします。

○小林財産管理担当課長 それでは、旧永田町小学校校舎に関する陳情2件に関連いたしまして情報提供させていただきます。

両陳情とも旧永田町小学校が耐震性や設備面などの課題に対して、建物は改修することにより活用が可能である点、また文化的、歴史的価値がある点、こういった点を挙げております。その上で建物を解体することなく保存してほしいとの要望を頂いているものと思いますので、この点についてご説明させていただきたいと思います。

まず、耐震補強するなど、改修することにより活用が可能である点についてです。本件につきましては10月14日の当委員会でご説明させていただき、その際の質疑でもあったかと思いますが、建物の耐震診断の結果はI s 値が0.34と災害時の倒壊リスクが高く、安全確保のためには抜本的な対応が求められているとの診断となります。これはそのままの状態で使用することはできないという診断になりますので、活用するためには耐震補強などの対応が必要になるという診断、陳情書にあるように適切な対応をすれば少なく

とも活用することができるというご指摘、そのとおりだと認識しております。

そのようなご指摘、否定するものではありませんけれども、しかしながら、区といたしましては、区内でこれだけのまとまった土地、大変貴重であり、区民全体の財産である区有地を、現在、将来の区民の皆様のために最大限有効活用できるような状態にして将来の施設整備に備えておきたいという考えで今回の結論に至ったという点につきましては、前回繰り返しご説明させていただいたとおりです。

ご承知のとおり、地価が高く、遊休地の少ない千代田区において、これだけのまとまった土地を区内で取得することは非常に困難ですし、今後これだけの規模の土地を入手することはほぼ不可能だと考えております。一方で、既存の施設が70施設ほどありますけれども、築年数を経過したものも多く、今後、老朽化による建て替えが増えること、あるいは新設する施設など、将来の行政需要に備えるために用地の確保は重要かつ喫緊の課題だと考えております。学校など大規模な、かつ一日も止めることのできないような施設の建て替えには代替となる用地の確保が必須となります。前回もご質疑がありましたように、区内で学校など大規模な施設の代替に対応できるような3,000平米を超える暫定活用財産の区有地、現在4か所しかありません。繰り返しとなりますけれども、区といたしましては、限りある区有地につきまして、将来の施設整備に備えて最大限有効活用できるよう準備しておきたいというふうに考えているところでございます。

次に、文化的、歴史的価値がある点についてになります。こちらも前回のご質疑にあったかと思いますが、校舎に関しましては、現在、文化財などに指定されている校舎ではありませんので、そういった価値が認められていないものと認識しております。しかしながら、文化的であったり歴史的であったり、あるいは建築的な価値といった点につきましては様々にご意見があるということは承知しておりますので、区といたしましてはそういった主張を否定するものではございません。

先ほどと同様になりますけれども、区といたしましては、将来の施設需要に備えて限りある区有地を最大限有効活用したいと考えており、その点で建物を残すことは活用の幅に制約を設けることになり、土地を最大限有効活用するという視点では支障になる可能性があるというふうに考えております。

特にこの永田町小の土地、形状も不整形の三角形の土地、校庭側は高低差のある崖地のような土地となっています。建物を建てるにも工夫が必要な立地でもあり、最大限土地を有効活用しようとする建物は除却する必要があるというふうに考えております。現在、学校資料の保存方法の検討のために意見照会を行っておりますが、様々なご意見をお伺いするなどして、建物の価値についても整理・検証した上で、その価値を将来に継承するための方法を検討していきたいというふうに考えております。

また、文化的、歴史的な価値と併せて、長い歴史のある学校ですので、卒業生の方、保護者の方、関係者の方にとっても非常に思い出のある建物であるということは十分認識しております。その点につきましても、校舎に関する資料、あるいは学校関係の資料の保存に関しましては、卒業生や関係者、地域の皆さんなど、意見照会の結果を受けて検討していきたいというふうに考えております。

例えば一例なんですけれども、校舎をデジタルアーカイブで残してホームページなどで公表するなど、そういった工夫をすれば、区外に転出してしまった卒業生も多いと聞いて

おりますので、校舎の姿を見るなどということもできると思われますし、なかなか自由に校舎に入ることが難しい建物ですけれども、デジタルでしたら誰でも見られるというような工夫もしていきたいというふうに考えております。

予定では、11月中旬まで1か月間で意見照会を行う予定でしたが、今回このような陳情を頂きましたし、多くのご意見をお寄せいただきたいと思いますので、意見照会の期間を少し延長してご意見を伺いたいというふうにも考えております。こうした方々のご意見を伺ったり、関係者の方々のご意見を伺うなどしながら、資料や記録の残し方を工夫することで、建物は除却したいと思いますが、その記録や記憶といったものを後々に継承していくような工夫をしていきたいというふうに考えているところでございます。

簡単ではございますけれども、情報提供は以上になります。

○岩佐委員長 はい。情報提供いただきました。委員の皆さんから執行機関に確認したい事項はございますか。

○のざわ委員 私、この委員会は、10月下旬、区のホームページで取壊しの方針を公表して、この11月5日の東京新聞のほうにこう書いてありまして、私も、すみません、取り壊す、もう決まってしまったのかなと思っていたんですけども、これ、まずお話し合いによっては取り壊さないで、この陳情があるような形で保存する方向になるのか。それとももう必ず取り壊しちゃうんですよという前提でお話が行くのか。それによって委員会の運用も変わらと思うんですけど、まずそこら辺はどうなんですか。

○小林財産管理担当課長 先ほど来、前回もご説明したとおり、区としては土地を最大限有効活用したいというふうに考えておりますので、執行機関側としては、建物は除却し、資料の保存、継承といった、そういった点に関しましては、今回お伺いしているような意見照会によって検討を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○はやお副委員長 関連。

○岩佐委員長 はやお副委員長。

○はやお副委員長 ちょっと、今、のざわ委員のほうから話がありましたとおり、東京新聞のほうでも11月5日に掲載されていたと。それに加えて朝日新聞も10月23日に書かれていると。そういうところからして、やはりここに書かれているのが、冒頭の上のところと2027年度にも解体工事に入るという言及の書き方がされていると。これは逆に言うと、二元代表制という議会の立場からしても非常に違う立場なんですね。というのは何かといったらばですね、今、のざわ委員の話が出ましたからそのところを確認しますが、あくまでもここは予算も決まっていないうちからこう書かれていることについては、どういうふうに朝日新聞さんにはご説明し、そしてまたこういう新聞が掲載されて、どういうふうに対応したのか。これはね、場合によっては議会軽視にもなりますから答えいただきたい。

○小林財産管理担当課長 ただいまご指摘のあった朝日新聞の旧永田町小解体の記事に関しましては、記事の出る前日、10月22日に区のホームページを見た、意見照会をやっておりますので、区のホームページを見たという記者の方から、解体の検討に至る経緯などを聞きたいということで私のほうが取材を受けているところでございます。あくまでも執行機関としてはそのように考えているという趣旨でお話ししたところではあるんですけども、記事のほうを拝見すると、区が解体方針を決定したというような内容の記載でこ

ざいます。誤解を与えるような、ご指摘のような可能性のある内容だったのかなというふうにも思っております。もう少し丁寧に、誤解が生じないように、あくまでも執行機関側としてはというところ、あと、予算が措置されてからということの説明すべきであったかとは思いますが、そういった点、配慮が足りなかったかなというふうに反省しております。大変ご迷惑をおかけしました。

○はやお副委員長 そうですね。やっぱり東京新聞さんが書かれているように、解体の方針がぎりぎりの表現だと思います。予算編成権は間違いなく執行機関にあるんですよ。けども、ここのところについて、議決権については、我々議事機関がそのところについての予算の判断をしていくというところからした場合、その決裁もされていないうちからこの表現は、今、反省の弁を頂きましたので、十分、今後気をつけていただきたい。そしてまた、のざわ委員からの話がありましたとおり、あくまでも予算として執行機関は考えているということなんです。それを陳情が上がってきてしまっていますから、その陳情を平等に判断をしてどういうふうにしていくかというのは、我々委員会、議会がかけられていることですから、のざわ委員のほうからの質問については、決定しているから通すということではないということ、これは間違いなくそれで構わないですよ。お答えいただきたい。

○小林財産管理担当課長 区としては、執行機関側としては、土地の最大限の有効活用という考え方の下、建物の除却ということを考え今般お示したところになります。ご指摘のとおり、今後、解体設計の予算、あるいは解体の予算ということでご審議いただくことになろうかと思しますので、そちらのほうで議会の皆様にはご判断いただければというふうに考えております。

○はやお副委員長 どうぞ。

○岩佐委員長 いいですか。のざわ委員、いいんですか、大丈夫ですか。

のざわ委員。

○のざわ委員 私は、政策の中に誰一人取り残さないで区民の方の声を議会に届けるというのをいつも政治の根本に据えているんですが、別件なんですけど、別のイチョウの件でまちの方がおっしゃっていた中で、過去出ているんであれなんですけど、いろいろなことがありまして、それが正しいかどうかは別にして、3年ぐらい工事の期間が延びて1億円ぐらいコストが増していますと。だからそのコストをそういう違法行為をした方に区は請求すべきだぐらいのお話をする方も世の中にはいらっしゃるというのを聞いて、私、それがいいのかどうか、これ本当よく分からないというか、運営の仕方の中でもそこまで行くと法解釈の世界になるんで、コンプライアンスで弁護士の方に相談しながらぐらいの話になるというのは、もうそれぐらい世の中というのは進んでいるんだなと思ってびっくりしたということで、何を申し上げたいかという、この件も、今このようにここで言い出すともう全部の、例えば旧永田町小学校耐震に関する見解という形で、三つの中で、1では3問、2では2問、3では2問と物すごく専門的な見解がありまして、それに対してじゃあお答えは専門的な方がおっしゃっているんで、お答えはどうなんですかということ等々を考えると、ほかにもいろんな方がいろんなことを思っているんで、先ほどもご回答の中に、もう少しいろんなご意見を伺う期間を長くしましてというお話もありましたんで、1回、いろんな意見をお考えの方と区の方が何かお話し合いをして、い

ろいろまず相互のご理解を頂くような、私は賛成の人が多いのかなと思っていたんですけど、これだけのものがお話が出てくると、まずそういう場を持つような形もまず必要ではないかなというのがありまして、そこが質問の1なんですけど、あと、何でこんなことを言っているかということ……

○岩佐委員長 まず、一個一個、答弁をもらいます。

○のざわ委員 そういう場をもっと持って、区民の方々とお話をしてご理解をしていただく場を持たれるというのは大切なんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○小林財産管理担当課長 関係者、卒業生の方、そういった方たちがなかなか区内にいるかどうか、そういった卒業生の方の所在も分からない中でなかなかどなたに聞くかというのは難しいところではあるんですけども、校舎解体に向けた取組を進めるに当たりましては、地域の関係者の方の声を聞いているところでございます。今後の活用に期待を寄せる方が多かった印象というふうにこちらとしては思っているところです。また、地域の町会長会議において、校舎を解体するといった考え方や資料の保存・検討に向けた意見照会を行うこと、こういったことをご説明してきているところです。会議後に意見を聞く機会を設けたところですけども、校舎を解体してしまうのは非常に残念だというご意見も1件ございました。その他の方々からは、今後の活用に関するご意見や資料や記録、そういったものをしっかり残してほしいなどといったご意見が複数あったものというふうに認識しております。

○のざわ委員 まず、ご質問の2としまして、先ほど事例を申し上げたのは、例えば、今回解体を始めているときに、またこの校舎に立て籠もっちゃったりして、それで要は違法的なことをして時間が長くなったり、コストが上がったりするということも、想像の中では理論的に考えられることなんで、そういうことをすることがないように、もう違法行為をすると行政はひょっとすると訴えるかもしれませんみたいなことも含めて、区民の方々との話し合いの場というのを持って、それは例えば卒業生全員ですとか、この地域に関係するところの人に、ある意味全員に告知するコストと、人が立て籠もっちゃったりして、延長してくるコストとの比較とか、いろんな観点からの数字というのがあると思うんですが、そういうことも勘案して、一度か二度か三度か、皆様がある程度納得していただくところまで話し合いをするというのも一つの考え方ではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○米田委員 関連で。

○岩佐委員長 はい。じゃあ、米田委員。

○米田委員 のざわ委員からるるあったんですけど、これ、陳情審査なんで陳情審査に戻したいなと思うんですけど、まずはのざわ委員が言っていたんですけど、旧永田小学校って、簡単に誰でも入れるような状態なんですか。立て籠もりなんか、できるんですか。この辺確認させてください。

○小林財産管理担当課長 結論から言うと簡単に入れるようなものではありません。ちゃんと機械警備もしていますし、そういったセキュリティはしっかりしていますので、立て籠もり等ということは不可能だというふうに認識しております。

○米田委員 それを聞いて安心しました。この陳情者、今の発言を聞いていると、この陳情者があたかも立て籠もるようなことを想定されていますけど、こういうことも基本的に

はあってはならないですし、ないと思っているんですけど、その辺の考え、区として想定されているんですか。

○小林財産管理担当課長 区として特にもめたいとか分断したいとか、そういった考えは一切ございませんので、今回も資料の保存に関して意見照会を行い丁寧に対応しているというふうに認識しておりますので、そういったご意見は真摯に受け止めて対応していきたいというふうに考えているところです。とはいえ、先ほど来ご説明していますけれども、執行機関といたしましては、土地の最大限の有効活用、区民全体の財産を最大限有効活用したいというふうに考えていますので、そちらのほうは繰り返しになってしまうかもしれませんが、丁寧にご説明させていただきたいというふうに考えているところでございます。

○米田委員 はい。

○岩佐委員長 よろしいですか。

はやお副委員長。

○はやお副委員長 やはりこのところについて、委員の流れの中のやっぱり整合性を取る必要があると思うんですね。というのは何かと云えば、必ず執行側が進めたいことに反対は出るんです。そこで何をやるか云ったら、デュー・プロセス・オブ・ローということで、適正な手続手順の下に行われたかということが大切なんです。だから、今、のざわ委員のほうからの話だと、陳情が上がってしまったということについては、これは我々としてはニュートラルに公平・公正にやらなくちゃいけないんです。で、予算がたとえば方針が出ようとも、我々は議事機関であるから議決権があるわけです。そこを十分に話さなくちゃ、当初予算に入れるということは大変なことになるんですね、この流れについては。この陳情が出てきて、今いろいろる話がありましたように、委員会としてやることなんです。場合によっては懇談スタイルで陳情者の意見も聞くというのも方法としてあります。皆さんから託されて正副で会うということも方法としてあります。それと、いろいろな方法の中で、委員会として適正な手続手順をやって、この当初予算が通ったら、これについては我々も責任取らなくちゃいけないんですよ。だからこそ丁寧にやる。だからこそ例えば現地を確認したりとかということも出てくるでしょう。だから、そこについては、今、のざわ委員の話は我々が決めなくちゃいけないことだと。だから執行機関に聞くことではないんです。我々がどういうふうにやっていくかと。今確認したのは、確実に、確実に、セキュリティは保たれているということ。だけど手順・手続の中でどういう進めていくかということを、我々は凛としてきちっと進めるか進めないかを決めなくちゃいけないということだと思いますので、その辺に議論を進めていただければと思います。

○岩佐委員長 今いきなりいろんな委員会の中で取れる手法をご提示いただきましたけれども、これは皆さん、今、質疑していただいている中で、必要なことがあれば、その都度その都度皆さんにお諮りしながら、これやらなきゃいけないという手続は別に特にあるわけじゃないので……

○はやお副委員長 そう。

○岩佐委員長 そうそう。逆に何が必要かということは都度皆さんの質疑の中からやりたいと思うんですけど、秋谷委員。

○秋谷委員 のざわ委員、はやお副委員長がおっしゃっていたとおり、区民の方は少しび

っくりされちゃったのかなというのは正直なところあります。それで、ちょっと視点を変えて、耐震工事や改修工事がなされた過去があると思うんですけども、それにかかった費用であったり、今後これから物価が上がっている中、なおさらこれから耐震するともちろんかかってしまうとか、そういった数字を少しお示ししてもらうことは可能でしょうかね。

○佐藤施設経営課長 なかなか数字は実は難しいところでございます、耐震改修、耐震補強工事のほうなんですけれども、平成9年ぐらいから順次補強工事を行ってきたという部分がございますので、そこを一つ、ちょっとご参考にとということでご説明させていただきます。同じ学校で言いますと旧九段中学校の耐震改修工事を平成9年と10年で行っているところがございます。この九段中学校についてはI s 値が0.38といったところを補強工事を行いまして0.85というふうな形になっています。あ、すみません。I s 値というのが建物の構造的な基準として0.6以上必要ですよといった部分がベースとなるところがございますけれども、2か年にわたる工事というところがございます、当時の契約金額でございますけれども、2か年合計で、約ですけれども1億6,800万円というところで、当時消費税5%といったところがございまして、その後、物価上昇とかがありますので、なかなか金額が難しいところかなというところがございますけれども、何か目的的に言いますと、国土交通省のほうで、毎年2月なんですけれども労務単価というものを示しております。これは各都道府県ごとに労務単価を出してきていると。そういった部分での比較、参考ですけども比較しますと、東京都における平均労務単価、これ平成9年のときと平成31年がほぼ同じぐらいというところがございます。そして平成31年、令和元年になりますけれども、それから令和7年の平均労務単価の上昇率を見ますと、おおよそですけれども約24.3%の上昇という部分がございます。これ、労務単価の部分になりますので、材料もそのまま見ていかどうかという部分もありますけれども、そういうような形で計算をしていきますと、消費税のほうも今の消費税ということで10%で計算いたしますと、耐震補強の工事をすると約2億円になるといったところがございます。ただ、本当に大まかな数字でございますので、ちょっとイメージ程度と捉えていただくと助かるところがございます。ただ、工事はどこでもそうなんですけれども、敷地の状況、建物の状況によって、大型の重機が入るの入らないのとか、そういった部分がございますので、仮設計画もそうですし、それによって金額がかなり変わってくると。いわゆる工事の制約によってかなり変わってくるという部分がございますけれども、一つ旧九段中学校を参考にするとその程度の金額かなという目安でございます。

○岩佐委員長 はい。これは耐震を強化した場合のコストということでよろしいんですか。

○佐藤施設経営課長 すみません。失礼しました。

あと、全体的な改修といったところでございますが、今、旧九段中学校、これから工事に入るというところがございますけれども、その部分が、これは現状の価格なんですけれども、設計価格で全体として36億程度という部分がございます。そこから単純に平米単価を出して旧永田町小学校の部分の平米で掛けますと、これも本当におおよそでございますけれども、約22億円というところがございます。したがって、本当に大まかな数字で申し訳ないんですけども、耐震改修、補強をして建物を使えるような形での改修を行うと、合計で24億円ぐらいかなというところがございます。

○岩佐委員長 秋谷委員。

○秋谷委員 ありがとうございます。すごい額なんだなというのはよく分かりました。

もう一点なんですけれども、私も例えば自分が卒業した小学校が解体されるとなればすごく寂しい気持ちにはなると思うんですけれども、ただ、現時点で今の子どもたちであったり今の若い世代というか、人たちであったり、本当に今の区民需要に合致しているものであれば区民の方はご納得していただけたらと思うんですよ。その点の今後仮に更地にしたとしたら、しっかりとした行政需要は、今、現時点で把握しておられるのかなというのを聞かせください。

○小林財産管理担当課長 解体後の活用策に関するご質問かと思います。現時点では解体後の活用策に関しましては未定のような状態になっております。解体して更地化した後の活用策につきましては、今後、解体手続と並行して検討していくこととしております。すぐに本格的な活用をすることもあるかもしれませんが、本格活用まで少し期間が空く場合があるかもしれません。例えば人口推計などを見ると、高齢者の増加が見込まれていることから、例えばですけれども、高齢者の施設を検討することがあるかもしれませんし、現在、中高生の居場所、あるいは子どもの遊び場なんていったことが喫緊の課題ということになっていることから、子どもの関連の施設になることがあるかもしれません。あるいは世論調査の結果などを参考に、区民要望に資するような活用を検討することもあるかもしれませんし、そちらについては今後の検討課題というふうに認識しております。

○秋谷委員 では最後。ありがとうございます。あともう1点なんですけれども、もちろん需要に応じていろいろ区が持っている財産等をこれから積極的に活用していくのはもちろん否定するものではございませんが、陳情が今回二つほど上がっておりますが、区民の方たちの思い出であったり思い入れをしっかりと区が受け止めないと、また摩擦が生まれて大きな問題になってしまうと思うので、その点に関してはどうお考えなんだろうかね。すみません、現時点で構いませんので。

○小林財産管理担当課長 長い歴史のある学校ということもありますし、卒業生の方、あるいは保護者の方、関係者の方、もしくは地域の方、非常に思い入れのある建物であろうということは十分認識しているところでございます。そのため、校舎に関する資料であったりとか、学校関係の資料の保存方法、こういったものに関しましては、卒業生、あるいは関係者、地域の皆さん、様々な方からの意見照会、こういったものの結果を受けて検討していきたいというふうに考えているところでございます。冒頭ご説明したような、校舎のデジタルアーカイブ化なども案としては考えているところではあるんですけれども、それは区としてそういったのはどうかなということではあるので、多くのご意見を意見照会でお伺いする中で、資料とか記録の保存に関しましては様々な検討させていただきたいなというふうに、こちらもちょうど丁寧に対応させていただきたいなというふうに思っているところでございます。

○岩佐委員長 永田委員。

○永田委員 永田小の建物の歴史的——歴史的というか建物の価値について確認させてください。竣工が昭和12年で88年たっているという、88年前はちょうど盧溝橋事件があって北支事変、いわゆる日中戦争が始まった年の建物で、昭和の建築として考えたときに一定の価値はあるんだと思います。外から見るとコンクリートの塊と見えるのかもしれませんが、以前、議会で文化財の委員会があったときに、現在は歴史価値がなくても、今

後じゃあ50年、100年たったときに、昭和の遺産が今価値がないからといって全て壊してしまっていてなくなってしまっていていいのかという意見も聞いて、それはそのとおりだなと思ったところなんです。昭和のそういった遺産、歴史的価値というものを見いだすということについて、行政としてどのようにお考えでしょうか。

○小林財産管理担当課長 冒頭のご説明とちょっと重複してしまうかもしれないんですけども、校舎に関しましては、現在、文化財などに指定されている校舎ではないというのは事実としてあるかと思います。文化的であったりとか歴史的であったり、あるいは建築的な価値といったものに関しましては様々にご意見があるんだろうなというふうには区としても承知していますし、そのような主張を否定するということは一切あるものではございません。そうは言いながらなんですけれども、区といたしましては、将来の需要に備えて、限りある区民全員の区有地、こういったものを最大限有効活用していきたいというふうに考えているところでございますので、その点で建物を残すといったことに関しましては、活用の幅に制約を設けることにもなりますし、土地を最大限有効活用するといった点では支障になる可能性があるんだろうなというふうに考えているところです。価値を否定するというつもりは全くないんですけれども、仮に改修や維持管理をするとなった場合には相当の経費がかかるというのは先ほど施設経営課長がご説明したとおりでもありますし、それは区民の皆さんの税金をかけるといったことにもなろうかと思います。何よりも限りある区民全体の財産である区有地、現在、将来の視点で最大限有効活用できるよう整備していきたいという考えで今回の結論に至ったという点についてはご理解いただきたいというふうに考えているところでございます。

○永田委員 現状で歴史的価値と現在の価値のバランスを考えたときに、やっぱり有効活用するには解体をしてその後活用していくという方針であるということは理解いたしました。そう考えるとき、現在の土地の公示価、評価額ではなくて実勢価格というんですかね、土地の、どのぐらいの価値があるものなんでしょうか、お答えください。

○小林財産管理担当課長 実際市場でこういった取引をされるかというのはその時々的情勢によるかと思いますが、土地の鑑定もしていない中ではありますので、正確な数字というのは、評価額というのはちょっとお示しすることはできないんですけれども、場所柄、大きさ含めて相当の価値があるのではないかなというふうには考えているところでございます。

○永田委員 行く行くは金銭的なものもある程度正確に出していただかないといけないと思うんですけども、永田小の活用というか、今後解体したとしても活用を考えたときに、例えばああいった古い小学校を残して活用して、よく地方というか郊外では道の駅で残している。私も臨海学校で行った保田の保田小学校なんかは有名な活用例で、道の駅で、あそこを都心の道の駅というのなかなか無理だとは思いますが、そういった活用もよくされている状況で、郊外であれば土地の価格というか、価値を考えてそのまま残すというのも十分考えられることなのかもしれないんですけども、今おっしゃったように、現在の実勢価格というか、土地の価値を考えると非常に難しいということは一つ歴史的価値も考えながらも理解はしました。私も、私自身は卒業生じゃないんですけど、妹は卒業していて、（「ほう」と呼ぶ者あり）それで、私、麴町中学校に行っているときにマイケル・ジャクソンが来たときに見に行ったりとか、非常に思い出があるのと、校舎の中の講堂なんて

というのは独特で、（「そうなの」と呼ぶ者あり）はい、非常に価値があって、あの講堂だけでも何か取り出して、（「ああ」と呼ぶ者あり）活用というか、やりようがないのかと、あの雰囲気を残せないのかというのもよく聞くんです。建物そのものを残せなくても、中の一つの部屋というか、そこだけでも何かの形で再現するとかという方法というのは現在できるんでしょうかね。

○岩佐委員長 一部保存ですね。

財産管理担当課長。

○小林財産管理担当課長 ご指摘のとおり、土地がたくさんあるような、まあ、言ってしまうと地方のような場所であれば、そういった建物を残すであるとか、一部残すであるとかという選択肢は可能なのかなというふうに考えております。これも繰り返しのようになってしまっていますが、なかなか千代田区という土地柄、遊休地も少ないですし、取得することのできる土地というのも非常に少ないと考えています。ほぼ不可能ではないかというふうに思っているところです。そういった中で、建物の更新であったり、今後の施設需要なんていうことがある中では、新たな土地の取得が困難な千代田区においては既存の区有地を最大限有効活用していく必要があるというふうに考えているのがまず1点目でございます。

一部残すというお話なんですけれども、なかなか講堂をその部分だけを残すというのはなかなか困難なことなんだろうなというふうには考えているところです。先ほど来ご説明したように、例えばなんですけれども、デジタル化するなどして、その講堂の姿を残しつつ、どちらかに公表するなどして、皆さんが見たいときにいつでも見られるような状況にしておくなんていうことは考え方の一つとしてはあるのではないかなというふうには考えているところでございます。

○岩佐委員長 永田委員。

○永田委員 やっぱり区有財産の有効活用と、あと卒業生なり地域の感情面に配慮するというバランスの問題だと思いますけども、そこをどうやって整理していくかというのは、これまでも今までの前半の委員の皆さんの発言にもあったように、手順・手続から始めて非常に慎重に行っていないといけないですし、私たちにも責任があるということで、今後、例えば解体の方針は区が決めればいいわけで、方針そのものは議決事項ではないのでね、それはもう、方針を出すのは、それは今示していただいたということは、我々そのまま受け止めないといけないと思うんですけども、今後、本当に予算をつけていったりとか、感情面の地域の方、今、反対のこうやって陳情が出ているということの、どのぐらい時間をかけて今後進めていけるのかと、もう解体の方針が決まっているから話を聞くだけで、どうしてもなりがちなんですけども、それは分かった上で、非常に難しい、私も質問しながらどこに落としどころを持っていけばいいのかと思いながら今聞いているんですけども、結局そこが何かもう永遠の課題のようなところなので、その点、何か意気込みというか、もう一度お聞かせください。

○小林財産管理担当課長 ありがとうございます。委員の皆様にもご判断いただく上では非常に悩ましい決断を迫っているんだろうなということは執行機関としても重々承知しているところでございます。区といたしましても、執行機関側といたしましても、建物を解体して最大限土地を有効活用したいという区の思いと、あとは卒業生であったりとか、地

域の皆さんであったりとか、残してほしいというご意見のある、そのバランスというのは非常に難しいですし、どう調整したらいいのかなというふうには非常に頭を悩ませているところというのは実際本当のところでございます。そういった中で、通常は行っていない資料の保存であったりとか学校記録の保存なんていうものに関しまして、こういった保存の方法が後世にそういった価値を伝えるためには一番いいのかということで意見照会を行っているところではあるんですけども、1か月という期間を設定して、これも長いのか短いのかというご議論はあるかと思っておりますけれども、こういった点も、今回、陳情を頂いたりとか、こういったご議論を頂いている中で延長して、ちょっと丁寧にご意見を伺いたいと思っていますので、そういった中で多くのご意見をお寄せいただいて、その記録や記憶の継承といった点に関しては、区としても丁寧に対応させていただければなというふうに考えているところでございます。

○岩佐委員長 よろしいですか。

田中委員。

○田中委員 先ほど来担当課長のご回答で最大限の有効活用という言葉があって、具体的には一例として高齢者施設であったりとか子どもの遊び場というご回答があったんですけども、例えば子どもの遊びに関してだと、現在でも日曜日の午前中に校庭開放などして子どもの遊び場になっているんですけども、それを例えば毎日開放したりすれば、このままでもこの一例の部分、一例の一つの子どもの遊び場というのは実行できると思うんですけども、それをこの一例として挙げられていることが今も行われていて、別に解体しなくても行われていることを解体しなければならない理由というのを教えていただけますでしょうか。

○小林財産管理担当課長 先ほどお話ししたのは一例として子どもの遊び場であればということで、一部分ではありますけれども校庭のほうを開放しているというのは委員ご指摘のとおりかと思えます。もっと言いますと、校舎がなくて全体を使えるということであれば、当然様々な遊び方もできるでしょうし、子どもの遊び場だけではなくて、ご要望のあるようなキャッチボールができたりとか、ボール遊びができたりとかということにも使えるのではないかなというふうに思っています。校舎があることによって維持管理経費も当然かかっていますので、そういった経費も有効活用できるのではないかなというふうに思っています。一例で子どもの遊び場と申し上げましたけれども、これが高齢者の、先ほど申し上げた高齢者施設であったり、子どもの施設であったりと、施設整備に当たっては校舎がない更地の状態であるほうが最大限有効活用できるというのは間違いないのではないかなというふうに考えているところでございます。

○田中委員 そういう考え方もあるのかなと思います。あともう一つの、この陳情の方のご懸念としては、更地になった後に最大限の有効活用というのがどういう視点で行われるのか。単に区の財政の採算のところ、例えば超長期の定期借地などで、結局、区民のものではなくなってしまうような活用の仕方になってしまうところも懸念されていると思うんですけど、そこら辺を払拭していただくことは可能でしょうか。

○小林財産管理担当課長 定期借地に関しまして、前回の留保財産の考え方の際にもご質疑いただいた内容なのかなというふうに思っております。新たな留保財産の考え方に関しましては、あくまでも区の将来的な施設需要、施設整備に備えるための財産を留保財産

といったように定義づけて、位置づけておりますので、基本的には区での活用を見据えた財産ということになります。区の施設建設用地、あるいは既存の施設の建て替えのための仮移転先、こういったものに活用するのが趣旨からすると本来の目的ということになります。ただ、施設建設、検討や実行に時間がかかるものですので、その活用までの間に、期間が空いた場合には区として暫定活用もすることもあろうかと思います。現在も子どもの遊び場などで暫定活用している例がありますので、そういった区の暫定活用もあるのかなと思います。通常は区の本格活用、暫定活用、ここまでなのかなというふうに思いますけれども、それでももし仮になんですけれども、期間に余裕があるのであれば財産活用の観点から民間等への貸付け、それもただ期間を定めずに漫然と貸し付けるということは留保財産という性質上あり得ないというふうに思っていますので、明確に期間を定めたいということで、定期借地ということ言葉を言葉として入れたんですけれども、それでも長期の貸付けは想定できませんので、短期間の定期借地とか、そういったことになるのかな、仮になんですけれども、貸し付けるとしてもなるのかなと思います。繰り返しですけれども、基本的には区の本格活用、暫定活用、こういったことで活用するのが留保財産というふうに考えております。

○田中委員 ありがとうございます。基本的にはそういう懸念はないというご回答だったと思いますが、最後の短期間はあるかもしれないという、その短期間というのはどのぐらいをお考えでしょうか。

○小林財産管理担当課長 こちらのほうも、前回の留保財産の考え方のときにご説明した内容かなと思います。10年以上ということで定期借地の期間、設定しているところでもありますけど、それをするという前提ではないんですけれども、一般の定期借地権の最低期間が50年以上、事業用定期借地権であれば10年以上というふうに定まっておりますので、今回は期間を最低限の年数の10年以上というふうに設定したところなんですけれども、そういった考え方で今回記載したということになります。

○岩佐委員長 10年は長いよねという顔をしていますよね。

田中委員。

○田中委員 10年——そうですね、10年というのが長いか短いかというのは人によって感覚が違おうと思うんですけれども、例えば10年以内とか、最低というのはどういうふうに定められたのか分からないですけれども、5年だとか10年だとかというふうに区切るとかということも可能ではあるんでしょうか。

○小林財産管理担当課長 ちょっと留保財産のほうの議論になりつつあるななんて思っているんですけれども、制度上、事業用定期借地権というのが10年以上ということになっているので10年以上としたものなんですけれども、10年以下があるかどうかという話だと、今回の留保財産の考え方の素案の中には定借10年以上というふうになっていますので、今回まだ素案の段階ですので、様々ご意見伺って修正なり記載の方法なりというのを工夫していきたいというふうに考えていますので、ご意見があった点を踏まえて今回の素案に反映させていくことができたかなというふうに思っております。

○岩佐委員長 米田委員。

○米田委員 活用について、先ほどもあったんですけど聞かせていただきます。永田小学校の建物について、以前は仮校舎に使ったとかいう実績もありました。で、千代田区内の

小学校建て替えを予定しているところとかがございます。こういったところの仮校舎にする予定とかは今の段階ではないという認識でよいのでしょうか。

○小林財産管理担当課長 学校に関して言いますと、仮になんですけども、旧永田町小学校を使うとしても、先ほど来お話のあったように改修工事なりということが必要になってきますので、多額の経費をかけることになろうかなと思います。一方で、ほかの学校で近年まで仮校舎として使っていたような学校もありますので、そういったところも活用できるのかなというふうに思っております。現時点で旧永田町小学校を使ってほかの学校の建て替え等をする予定はございません。

○米田委員 それを聞いて少し安心しました。仮に使う場合でも、さっき施設課長がおっしゃったように、1 s 0.3 4と、ちょっと危険な数字と、補強しないといけないということだったんで安心しました。

少し話を替えますけど、千代田区は子どもの遊び場、ふじみこどもひろばとか児童・家庭支援センターなど、代替施設として民間の施設を借りているところがあります。こういった民間施設を借りることによって相当な費用が発生しております。そういう意味では、こういう永田小学校、こういう空いている土地を利用することによって、そういう民間の費用、これが代わりにできるんじゃないかということもあります。そういった点については検討されたかお聞かせください。

○小林財産管理担当課長 ご指摘のように、今回の旧永田町小学校のように使えるのに使えないような場所がある一方で、委員ご指摘のように、民間の土地を借りたりとか、民間の建物を借りたりとかという状況があるのも事実でございます。先ほどご質疑がありましたように、子どもの遊び場なんていう点に関していうと、ふじみこどもひろばのように国から借りて賃料を支払って遊び場にしているというような状況も発生しているところでございます。そういった点もあることから、子どもの遊び場に関しましては、毎年、私どもでやっている需要調査の中で上がってきていることもありますし、そういったところで活用することができるのではないかなというふうに考えているところでございます。

○米田委員 賃貸構想なんか、しっかり考えていただきたいなと思いますんで、よろしくお願いします。

あと、文化的とか、様々皆様からありました。課長からデジタル技術を使って駆使していろんなものを残していきたいとありました。ファサード保存なんかも今難しいとありましたけど、この間デジタルの委員会で視察に行ってきたりしました。3Dとかすごい技術がありました。費用はかかりますけど、こういったことをそういう技術で残すと言ってくれていましたけど、最新技術をしっかり取り入れて皆様にお伝えできるようにすることも重要だと思うんですけど、再度答弁を頂けますか。

○小林財産管理担当課長 先ほどご説明したデジタルアーカイブ、デジタル化といった点に関しましては、この間様々に関係者の方などにお話を伺う中で出てきた案、区としてもそういったことができるのではないかなというふうに考えていた案なんではあるんですけども、そのほかにも様々なアイデアが出てくるかなと思ひまして、今回、意見照会を行って検討の参考にさせていただきたいというふうに考えているところです。確かに費用等かかるかもしれないんですけども、そういった点に関しましては、先ほど来ご議論のあるように、丁寧に区としても対応していきたいというふうに考えていますので、検討してい

きたいと思いますし、意見照会の中で様々なご意見が出てくると思いますので、そういった点にも真摯に耳を傾けて対応できればなというふうに考えているところでございます。○米田委員 陳情にもありました環境負担がありましたので質問させていただきます。解体時の環境負担の評価、可視化は行われたのか。また、ライフサイクルコストとして解体と保存の比較検討をどのように行ったかお聞かせください。

○佐藤施設経営課長 環境のほう、CO₂削減云々という部分でございますけれども、こちらにつきましては、建物を建てるといったところと建物を壊すといった部分がまずハード的な部分がございます。それと、あと建物を使っているときに当然CO₂が発生してくると。電力、ガス、そういったものを使うという部分がございます。国のほうで国土交通省なんですけれども、建築物のライフサイクルカーボン削減に向けた施策の動向という部分がございます。そこの中で全体を100%としたときに、建物の建設、あるいは解体、使っているのは含まないんですけども、建物のハード的な部分での全体の割合とすると10%であるという部分がございます。全体からすると多いか少ないかという議論はあるかもしれないですけども、そのほかは実際に活用しているところで27%、あとそれ以外は建物以外の運輸ですとか産業ですとか、それが63%になっているというところでございます。

そういった中で、実は例えば建物を解体するといったところで、コンクリートですとか鉄とかが出てくると。例えば鉄であれば分類して有価物として処理して再利用していくと。コンクリート、あとアスファルトもそうなんですけれども、それも再利用としてかなり九十何%、99まで行くかあれですけども、かなりの率で再利用、再活用しているといったところで、そういった中でかなり寄与しているという部分がございます。また一方で、例えば一般論で恐縮ですけども、建物を建てる場合に、これ実はセメント、いわゆるコンクリートですね。その部分でCO₂がかなり発生すると。というのは、造るのもありますし、現場に運んでくるという部分がありますので、そこに多く要するという部分がございます。そういった中で、昨今の流れからしますとボリュームを減らすような、つまり高強度のコンクリートを使ったりとかいう中でボリュームを減らしていく。あるいは最近ですと鉄筋を使わないようなというようなコンクリートも出てきているという部分がございます。また、大手の建設会社、ゼネコンさんですとか、あるいは大学さんとかで様々研究しているんですけども、CO₂を吸収するコンクリートというものも研究していたりとか、様々そういう部分がございますので、そういったものも視野に入れながら建物の解体、あるいは新築、そういったものを踏まえながら行っているというところでございます。○米田委員 今、課長がご答弁いただいたとおりなんです。解体するにも今リサイクルが、今おっしゃっていただいたように、相当技術進歩があります。こういったのもっと活用していただきたいのと、今おっしゃったとおり、今コンクリート、アスファルトもCO₂を吸収するのが新技術がございます。こういったことを活用することによって環境負担にならないようにしっかりやっていただきたいなと思いますけど、再度ご答弁いただけますか。

○佐藤施設経営課長 今、ちょっとご答弁させていただきましたけども、そういったものもしっかりと踏まえた形で、また実際に運営していく中でもCO₂削減にできるようなというところで、いわゆるZEBビルですとかZEB Readyですとか、そうい

ったものも目指しながら引き続き行ってまいります。

○米田委員 最後にします。今後の方向性についてなんですけど、更地にした場合、この施設、土地の活用について、区民の意見、関係者の意見、どのように取り入れて、どのように活用していくのか、最後お答えいただきたい。

○夏目財産管理担当部長 両課長から今までこの土地の活用だとか建物の在り方等についてお話をさせていただきました。我々として、これ、繰り返しになるんですが、区内であれだけまとまった土地がなかなかない。一方で、やはり新しく入手できる土地もそう簡単には出てこないということで、やはり持てる財産を最大限有効活用していかなくちゃいけないというのは担当課長から申し上げたところです。今後、行政需要に应运っていくに当たって、やはりその観点から、旧永田町小学校の跡地というのは非常に貴重な財産だと思っています。十分活用していかなくちゃいけないというふうに思っています。今ご意見を頂きましたけども、今の現校舎に文化的、それから歴史的な価値があるというご意見、当然にあると思っております。校舎とかその一部を残すことで、やはり将来の活用には制約が課されると、我々として今後の行政課題の解決がやはり制限される部分があるかなというところなんです。現校舎について歴史的な価値などをやはり大切に思われている方々、多くいらっしゃると思いますので、そういった方々のご意見、今、委員から頂いた意見を踏まえまして、その歴史とか価値をきちんと整理して記録して受け継いで、さらに活用ができるような、そういうふうな対応をしていきたいというふうに考えております。

○岩佐委員長 ほかによろしいですか。

はやお副委員長。

○はやお副委員長 まず確認をしたいことが、内田茂先生が、我々自民党のほうの議員に対して一度説明があって、これはもう哲学に近いような。それは何を教えていただいたかということ、民間は生産性とか経済性を追求する。そして行政は何かといったらば、富の再分配をする。つまり生産性とか効率性じゃないんだと。どこまで持っていくかというのを判断するのが議員、あなたたちですよ。あ、そのとおりだなと思ったわけですよ。で、今言ったように、私はすごくよく分かるんです。民間の組織にもいましたから、生産性と効率を追求したいというのは分かるんですね。でも、そここのところからしたら、それは民間の発想なんですよ。で、そここのところから来ると、それだけ急いでいるということでもう一度確認します。もう一度。これについては、特段うちの行政、千代田区として使うだけであって、他に貸すとか、何かもう利用用途が考えられているのかどうか、そこだけもう一度確認します。

○小林財産管理担当課長 前回から引き続きご説明しているように、区としては、執行機関としては、区の施設需要に備えた活用ということで今回の建物の解体という決断に至ったところでございますので、区としての活用といった点で考えているところでございます。また、前回からもご質疑があるように、売却であるとか長期の定借であるとかというご指摘がありますけれども、そういった点に関しても考えているところはございません。

○はやお副委員長 安心しました。これはいろいろと文化財だとか歴史的価値の建築物というのは、これは意見が分かれるところですよ。そういうところについて、先ほども永田委員のほうからお話がありましたように、文化財に指定されていないというんですけど、この文化財指定って、誰がするんですか。文化庁ですか、都ですか、区ですか、そこをお

答えいただきたい。

○小林財産管理担当課長 価値を表現するもので、様々な国が定める文化財だったりとか、区が定めるもの、様々あると思いますので、そういった主体が定めるものというふうに認識しております。

○はやお副委員長 だから、そこを調べてくださいよ。というのは何かといたら、区が指定できるのであれば、区が、これについては歴史的、文化財的な価値はないんだって説明されましたよね。ということについては見解を出してもらいたいんですよ。というのは、二律背反する陳情が出ちゃっているんですから。それは文化財として指定されていないからだというのは駄目なんですよ。そうでないということをきちっと文化財として指定できないんだということはやってください。今回、急に答弁できないでしょうけど、確認していただきたいんですけど、いかがですか。

○小林財産管理担当課長 ちょっとそちらの点に関しましては、この場ですぐご答弁することはできませんので……

○はやお副委員長 それはできない。

○小林財産管理担当課長 確認させていただきたいと思います。

○はやお副委員長 それで、結局は我々が悩んだときにどこに戻るかというと、目的とか狙いとか、指針とか方針とか、計画に戻るんですよ。そうしたときに何がここにあるかといったら、我々のやっぱり文化に関して、教育に関しては、教育と文化のまち千代田という一つのビジョンがあるわけですよ。これについて執行機関のほうとして、次回まで結構ですから、何ら抵触していないと。抵触するというのもおかしいな。何ら障りはないんだと。こういうふうにやって解決していますよということについて説明する資料が欲しいんですね。何かといたら、最後戻るところは教育と文化のまち千代田なんですよ。

それが何で出てきたかということ、ご存じのように、公共施設適正配置といって、非常に問題になったんですよ。そこのスタートのところが実はこの永田町小学校だったんですよ。だからみんながここのところについて、いろいろな今まで分からなければ潜在的かもしれない。でも出てきたときにもう既にこういう話が出てくるということは、この辺の話というのは何かといたら、教育と文化のまち千代田というものと連携していますから、この辺のところの整理をきちっと、問題ないということを証明できるように答弁を用意していただきたいんですけど、いかがですか。

○小林財産管理担当課長 こちらに関しましても、ちょっと資料として出せるかどうかというのはありますけれども、ご説明できるように、先ほどの文化財の点と併せてご用意したいと思います。

○はやお副委員長 結局ね、ここのところで普通は、何かといたらね、そこの土地の利用目的が決まってから動くんですよ。それが利用目的についてまだかなり相当アバウトだと。分かりますよ。まずは更地にしておいて使ってみたいという気持ちもよく分かる。私は最初のうちはそう思いました。あ、これもしょうがないなと思うからこそ、10月のときには、ああ、なるほどねと答えていますよ。でも、こういう陳情が出てきた中で、やっぱり反駁する意見が出てきている以上ね、ここのところについては、この利用目的が決まっていな中で解体するという決裁された。庁内手続がどうなっているかということなんですよ。なかなかない。普通は利用目的が決まってから解体するんですよ。それに加

えてもう一つ言いますよ。これはどういう庁内手続があったのか。でも、これを解体してまでは、専門家のほうとしては、今のところ確かに使うんだったら駄目だけれども、使わないんだったら問題ないというふうに陳情が書きちゃっているわけですよ。じゃあね、利用目的を決めてから壊せばいいじゃないですかというのが素人考えかもしれないけど自然な発想だと思うんですね。その辺はどういうふうにやって、いや、違うんですよと。今置いてあるだけでも壊れたら道路の人たちに迷惑かかるんですよというのなら、それをちゃんと行ってください。

○小林財産管理担当課長 最大の一番の目的としては、区として限りある土地を最大限有効に活用したいという点が第一の目的になるんですけども、ご指摘のように、Is値も低いということで、あのままでは危ないというのもあるかと思います。それと、ご指摘のあったように、維持管理経費もかかっていますので、こちらのほうをずっと今後継続的に目的が決まるまでかけ続けるのかという視点もあろうかと思います。土地の取得、非常に困難で、かつ区有地の少ない本区において、特に暫定活用財産の有効活用という点にしましては、議会の皆様からもこれまでに多くのご指摘を頂いている点なのかなと思いますし、区としても喫緊の課題だというふうに考えているところでございます。そのため今般新たに留保財産ということで、暫定活用財産の有効活用に向けた考え方を整理してお示ししたところでもありますし、将来の施設需要に向けた対応として、旧永田町小学校の解体の考え方をお示ししたと。そういった課題認識からという点になります。具体の検討経緯といたしましては、留保財産の考え方、あるいは旧永田町小学校の取扱いに関しましては、庁内の区有地等活用検討会で課題や解体の方向性について議論いたしましたし、首脳会議でその方向性を確認した上で議会の皆様に考えをお示しするというに至ったものになります。

○はやお副委員長 じゃあ、まあ、庁内的には当然、私も日比谷の件についてはね、首脳会議も飛ばして、それで議会にも報告しないで協定書とか、そういうことはないということについては分かりました。当然のごとく議案、それぞれの資料、手続がされているということは今のことで分かりましたが、結局は我々が先ほど言ったように、じゃあいろいろな意見がありますよ。必ず反対派もある。進めろというのもあります。でもそこでそれを超えられるものというのは、我々として判断できるのは、やっぱり金額、数字なんですよ。そうしたときに、これを更地にした金額で幾ら、そして逆に言うとこれを残すことによって、でもこれを利用するということになれば耐震しなくちゃいけないわけですよ。そうしたら先ほど約24億という話があったように、それに結局は箱物があれば維持経費がかかると。だからそれは幾らなんだ。それを10年スパンでいいですよ。そうしたときに、これだけかかるんだから壊そうね、いやいやいや、これだけしかかからないんだから残そうねって、一つの尺度が出てくるわけですよ。我々としても、行政を運営していくという点については確認しなくちゃいけないですから、最後は金額なんですよ。そのこのところについて出せるのかどうかお答えいただきたい。

○佐藤施設経営課長 更地にして幾らというのは土地の路線価とか、そういった部分でのいろいろな計算の仕方があるかなと思うんですけども、残した場合という部分、一般的な形での、今と同じような形での補強であり改修でありといったつもりで先ほどご答弁させていただいたところなんですけれども、仮のお話で恐縮なんですけれども、仮に残したと

きにこの建物がどういう用途としてどう使われるのかによって、そこの維持管理費、ランニングコストというのが変わってくるというところがありますので、なかなか今用途が決まっていないというか、使うあれもないという中で、その想定というのは非常に難しいのかなというところでございます。

○はやお副委員長 結局100通りも200通りもあるわけじゃないから。例えば、やっぱりつかみが欲しいんですよ、行政を運営していくわけでは。そのつかみという点については、例えばそこのところについて学校の仮校舎として使うとか、それだったら先ほどのIs値についてね、六点幾つ以上なくちゃ駄目なんだっておっしゃっていたんだから、そうしたら、じゃあいいですよと、学校で使う場合、じゃあもっと安く済んだ場合って、2通りぐらいはやっぱり出せるんじゃないですか。それつかみが欲しいんですよ、つかみが。それでこの判断については、やはり今後の経費のことについては厳しいという判断をするならばすると。今後いろいろ聞くと、労務単価、そしてまた建築費用というのが2倍以上になっているというふうに聞いております。そういうふうなところからいったら、投資的経費をどういうふうにしていくんだ。場合によっては区債も発行しなくちゃいけないんじゃないかと。それは何かといたら、世代間格差が生じる。単年度主義からしたら、今の税収は今の人たちに使わなくちゃいけないんですよ。でも基本計画がないからそれができないんですよ、今のところは。というように、そういう話があるから、そこのところについては経費をしっかりと出していきたいんですけど、いかがでしょうか。

○夏目財産管理担当部長 今の建物を例えば仮校舎で使った場合の経費や、あるいはまた今の校舎を仮校舎として使う場合に、その必要な改修を行う経費と、例えば同じ目的なので校舎を建てた場合ということなんですが、やはり求めるスペックとか、あと建てた時期が違ったりとかということで、やはり正確な比較は難しいと思っています。ですので、ちょっとそういう大変申し訳ないんですが、そういう仮定の数字が難しいと思いますので、ちょっとそこは我々としては出しにくいかなというようにところで考えております。

○はやお副委員長 最後、すみません。またここに別に責めるわけじゃないけれども、結局はそうだったのかなと思って、僕も調べたんですよ。区長がリノベーションという言葉を使っていて、それでこういうことについては、今後、ただ潰して解体を単純にするんじゃないくて利活用していこうということを確かに公約に書いてあるんですよ。陳情書に書いてあったから調べてみたら書いてあるんですよ。この辺のところも含めて、先ほど言うように、教育と文化のまち千代田ということと、そして、区長の方針はそういうところじゃないかと。それだけど、変えていいんですよ、修正していいんですよ。でもこういうことがあったから修正するんだというその整理が必要なんですよ。その整理をしてくださいということでね、これは僕は陳情が非常にいいとか悪いとかということではなくて、もう一度やっぱり我々の姿勢、今までのことについて見直せということを言われているような気がするんで、その辺のところをどういうふうに考えるか。今は無理かもしれないけど、その辺のところ、リノベーションと書いてありますからね。そのところについてはどういうことか、区長に聞いておいてください。今は分からないでしょうから。（発言する者あり）

○岩佐委員長 これ、リノベーションをすれば校舎としては使えると思うんですけども、そこについての、さっき校舎としてはどう残すのか、活用しないのかというのがあったので、そこも絡めてもう一度ご答弁いただく。

○夏目財産管理担当部長 ちょっとなかなか難しいところがあります。やはり少なくとも今校舎として使うという予定がない中で、今の建物を校舎として使う場合の仮定の金額と、また新しく校舎を建てるというのは、ちょっと比較、我々としてそもそもする想定がありませんので、そういった金額を出すのは難しいかなと思います。リノベーション、そういったことを区としても優先的に考えている中で、やはりまた改めて考え方をまとめますが、我々として、やはりリノベーションをしていくものと、やはり今回我々としては土地を最大限有効活用していきたいというところで、よって立つところが違うところもあります。ですので、やはり目的に応じて、やはりそういった必要な選択をしていくことが必要なのかなというふうには考えているところです。ちょっと改めてたまたまし考えが、今お話ししたとことと違うようなことがあれば、またご説明をさせていただければと思います。

○岩佐委員長 はい。ありがとうございます。

取りあえず、ちょっとこの時間なんですけれども、どうですか、この陳情、皆様、今日だけでは。のざわ委員。（「まだまだ」と呼ぶ者あり）まだまだ。じゃ、のざわ委員。

○のざわ委員 はやお副委員長のお話にあった数字を出してください。これ、すごく私も大切に、もう財務大臣もEBPMを使って財政をこれから運用していきましようというぐらいで、前回の一般質問とか決算の中でも、EBPMを使って、要は数字を使ってこれから判断していきましようという中で、今回もやっぱり私たちがご判断させていただく、もしくはその前に区民の方々のご判断にも、もうそろそろ数字の根拠というのが必要な時代になってきたのかなと、今ちょっとお話を聞いていて思っております。

もう、何というんですかね、例えばこれからいろいろな暫定活用財産の留保活用の3,000平方メートル以上の土地というのが区内でも複数ケース、もしくは区外でも2ケースもあるというお話が既にあるという中で、それをこれから壊しましよう、何とかしましようとかいう話になると、必ずやはり反対、賛成になってくるんでしたら、あらかじめ今回そういうご説明、ご理解いただくための予算とかをあらかじめ計上させていただいて、それを数字として作っていただくようなことをして、こういうところで、区の中の執行機関の中でご決断するときにもそれを使っただいて、それを外で区民の方々、私たちにもそういうのをこういういろんな今までどおりのものに加えてこういう数字がありましたんでこういう判断をしましたみたいなことを一つ一つされていくような時代になってきたんじゃないかなというふうに今聞いておりまして、ずっといろんな委員の先生方がお話しされていましてように、例えば今回の陳情書を見ましても、例えば千代田区の財産を解体して大量の二酸化炭素を排出するような区民の損失になるような道を選択しないように議会での審議となりますと、そうすると、例えばこの小学校の歴史的価値、インタンジブル・アセットとしての価値は幾らですかとか、文化的な価値は幾らですかとか、じゃあ二酸化炭素を排出するということなどどれぐらいのコストですかと、解体するとどれぐらいのコストですかと、区のほうといたしましては、区の施設状況に備えた活用を考えていると。区としての活用、長期の定借ではなくて考えていますというのを……

○岩佐委員長 のざわ委員、もうちょっとまとめてもらって。

○のざわ委員 要は数字をいろいろな皆さん、区民の皆様、私たちも判断できるような数字というのを、一月の検討じゃなくて、もっと長いスパンできっちりとしたものを出していただいて、それをまず区民の方々とお話し合いをしていただいて、それからこっちのほ

うに持ってきていただくというようなことというのはいかがでしょうか。

○秋谷委員 関連で。

○岩佐委員長 じゃあ、秋谷委員。関連ですね。

○秋谷委員 今日ずっと数字であったり指針であったり、根拠条文、はやお副委員長もおっしゃっていましたが、その点委員長と副委員長にお任せして、それで数字を出せるものは出していただいて、それを基に、ここで俺が継続と言っちゃうのもあれだけど、それを基にまた皆さんで議論をなさるのはどうでしょうかね。（「はい、賛成」と呼ぶ者あり）

○岩佐委員長 そうですね。ちょっと数字について――じゃあ、田中委員。

○田中委員 すみません。関連ではないんですけども、先ほど来の担当課長のご答弁の中で、この旧永田町小学校の土地の立地的にも広さ的にも得がたい土地だということがあったんですけども、そういう土地だということは、やっぱり民間のデベロッパーだとか、いろんな方々からも注目されると思うんですけども、そういう区側へのアプローチというのはどのぐらいあったんでしょうか。

○小林財産管理担当課長 それは貸してほしいとか売却してほしいとか、そういったことなのかなと思うんですけども。

○田中委員 そうです。

○小林財産管理担当課長 現状そういった問合せ等については、私の知る範囲では受けてはいません。

○田中委員 分かりました。

○岩佐委員長 はい。よろしいですか。

それでは、先ほどからやはりちょっと根拠と参考になる数字がもうちょっと欲しいということでしたので、ちょっとこちらの正副のほうで整理をしますけれども、近隣の評価額ですとか、あるいはさすがにホテルという話はないでしょうけど、ホテルにされたり、マンガミュージアムにされたりとかしている、そういう既存の施設は他地域の事例でもこれだけかかってこういうコストでマンガミュージアムをやっているよとか、ホテル経営をしていますよという事例も、これ、陳情者の方が出されているので、もしそういう比較できる他施設のコストを、先ほどみたいに平米数と現在の労務単価なんかでちょっと割り返してもらおうとか、そういったものをちょっと出させていただきますので、ちょっとまだ幾つか皆さん質疑があるかと思えますけれども、今日のところはその確認の事項を整理してから出したいと思うんですけども、（発言する者あり）それでよろしいですかね。（「はい……」と呼ぶ者あり）逆に、まだ、あと幾つか執行機関に用意してほしい資料とかあれば、今のときに言っていただきたいんですけども。（「休憩」と呼ぶ者あり）

じゃあ、休憩します。

午前11時51分休憩

午前11時53分再開

○岩佐委員長 委員会を再開します。

のざわ委員。

○のざわ委員 ちょっと田中委員の関連で、暫定活用財産の留保活用の中の定期借地権の件でちょっと三つだけ。

10年以上という定借。これに対してやっぱり例えば15年とか20年という形で、や

っぱり区切りをつけるべきではないかというのが一つ。

2点目は、それが永久にロールしないような、所有権みたいな形にならないというのが二つ目。

あと三つ目が、今ちょっと私の知り合いとかがいてこういうことを考えるんだと思ったんですけど、それ、例えば50年とか70年になると、もうほとんど所有権というよりも金融商品になっちゃうんですね。例えば、区には5%で貸しますよとかいって、それがもう70年賃借になっちゃうと、もうそれは金融商品になって、これを利回り、関係会社もしくはリートとかに売却すると利回り1%ぐらいにして値段を何倍も上げて、5倍ぐらい上げて、そうすると同一法人内で売却するとそこで利益が発生してしまうという、こういうのを今各都道府県とかで検討をしたいような方々もいるというのを聞いているので、そういうことが、同一法人内の売却、リートに売却とか、そういうことをさせてはいけないということが非常に必要じゃないかなと思ひまして、そんなこともないのかもしれませんがけれども、ぜひご検討いただけたらと思うんですが、いかがでしょうか。

○小林財産管理担当課長 ただいまご質問にあった留保財産の定期借地権に関するご質問です。10年以上とはいえ長期にならないように区切りをつけるべきでしょう。更新して繰り返にならないように、あと金融商品化しないようにというご質問かと思います。先ほどご答弁したように、留保財産の考え方としては、まずは区の活用といったことに主眼を置いていますので、定借ありきということ、もし私の説明で誤解があったんなら大変申し訳ないんですけども、定借ありきということではなくて、区の本格活用、あるいは暫定活用、ここまでが留保財産として活用する目的になるのかなというふうに考えております。仮に施設建設は時間がかかりますので、その間に期間が空いた場合には財産活用の観点から定期借地などの貸付けも考えられるということでお示したことになります。先ほどご説明したように、素案の段階ですので、こういった中で頂いたご意見を参考にさせていただいて、記載内容なり書き方なりをちょっと工夫させていただきたいというふうに思っております。

○岩佐委員長 はい。それでは、よろしいですかね。まだ先ほど数字の件も含めまして確認したいことを幾つか今日の質疑の中で挙げられましたので、こちらについては執行機関に資料を出していただくように求めますので、今日のところは本件2件の陳情は継続審査にすることでよろしいですかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。それでは、以上で、送付7-31、旧永田町小学校校舎の留保財産候補選定及び今後の活用方針に対する陳情、送付7-32、文化財、歴史的価値のある旧永田町小学校校舎を解体しないで活用するための陳情は継続審査とすることとし、日程1、陳情審査を終了します。

休憩します。

午前 11時57分休憩

午後 1時00分再開

○岩佐委員長 委員会を再開します。

日程2、報告事項に入ります。

地域振興部（1）千鳥ヶ淵ボート場使用料と観桜期の設定について、理事者からの説明

を求めます。

○高橋商工観光課長 千鳥ヶ淵ボート場の使用料と観桜期の設定につきまして、地域振興部資料1に基づき説明申し上げます。

現在、ボート場運営におきましては、人件費などのコストが上昇しておりますが、一方で、使用料収入はコストの上昇分を賄えるほど増えてはならず、公費負担が拡大しているという状況でございます。一方で、外国人観光客の利用が増えておりますので、区民の皆様の利用率は相対的に低くなっていると考えられます。このような利用構成の変化、それから運営委託経費の状況を踏まえまして使用料を見直す必要があると考えております。また、条例には観桜期、桜の花見の時期という期間と、その使用料が設定されておりますが、近年、桜の開花時期が年によって大きく異なっておりますので、この期間も見直す必要がございます。

主な改正内容について申し上げます。まず、現在、通常期30分500円、観桜期30分800円の使用料につきまして、増加するコストを踏まえまして見直しいたします。ただ、区民の皆様は引き続きこのボート場をお気軽にご利用いただきたいと考えておりまして、新たに区民料金を設定させていただきたいと考えております。

次に、観桜期でございますが、現在は3月中旬から4月上旬と設定させていただいております。しかし、前シーズンのように、4月2週目に見頃を迎えたという例もございますので、期間を拡大したいというものでございます。

最後に、施行予定日ですが、公布の日からとさせていただく予定です。これは区営千鳥ヶ淵ボート場条例に定められておりますので、第4回定例会にて条例改正を議案として提出する予定でございます。

説明は以上でございます。

○岩佐委員長 はい。ありがとうございます。この件、説明が終わりました。こちらの案件は第4回定例会で議案になる予定の案件なので、事前審査とならない程度にお願いします。何か資料要求も含めてございますか。よろしいですか。

○のざわ委員 こちらのボート場、やっぱり海洋少年団の方々とか、とても大切な場所でございます。区民の方々にはぜひ今のお値段でやっていただきながら、あと、値上げのところにしましては、表に……

○岩佐委員長 のざわ委員、これ、議案になりますので、もし内容に結構いろいろと指摘されるようであれば、議案審査のときにゆっくりやっていただけますか。今は、だから概括的にちょっと前提となる質問とか、そういうのがあれば、資料要求とかあればお願いします。

○のざわ委員 そこのところのお値段と、特に今のお値段と次のお値段と、あと値上がり部分等々の算定根拠みたいな資料があると。よろしくお願いします。

○岩佐委員長 それ、お願いします。あと――商工観光課長。

○高橋商工観光課長 もちろん私も今検討している中でそういったことも踏まえて検討しておりますので、資料につきましては委員長、副委員長とご相談させていただきながら、ちょっと検討させていただきます。

○岩佐委員長 田中委員は大丈夫ですか。大丈夫ですか。

ほかに何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。それでは、（１）千鳥ヶ淵ボート場使用料と観桜期の設定についての質疑を終了します。

以上で地域振興部の報告を終わり、続いて政策経営部の報告に入ります。

政策経営部（１）千代田区手数料に関する規定整備について、理事者からの説明を求めます。

○前田財政課長 それでは、政策経営部資料１に基づきましてご説明をさせていただきます。本件につきましては、第４回定例会での手数料条例の議案上程を予定している案件でございます。本日はその概要につきまして事前にご説明をさせていただければと存じます。

案件として２件ございます。項番１、項番２、併せてご覧になっていただければと存じます。

（１）でございますけれども、老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律の改正に伴いまして、マンションの建替え等の円滑化に関する法律が改正されたことを受けまして、法律名の変更ですね。また、条項ずれが生じるため規定の整備を行うものでございます。

（２）でございますけれども、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の一部施行によりまして、建築基準法の改正に伴う建築基準法施行令の一部を改正する政令が公布されたことを受けまして、項ずれが生じるため規定整備を行うものでございます。

項番３、施行予定日でございます。公布の日から施行といたしますけれども、別表と記載していて恐縮でございますが、マンションの建替え等の円滑化に関する法律に係るものにつきましては、令和８年４月１日から施行とさせていただきます。

ご説明は以上でございます。

○岩佐委員長 はい。ありがとうございます。説明が終わりました。こちらの案件も第４回定例会で議案になる予定の案件です。事前審査とならないようご協力をお願いします。資料要求等、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 よろしいですね。

それでは、（１）千代田区手数料に関する規定整備について質疑を終了いたします。

続けて、（２）令和７年特別区人事委員会勧告について、理事者からの説明を求めます。

○中根人事課長 それでは、政策経営部資料２に基づきまして、人事委員会勧告についてご説明申します。

特別区人事委員会は、今年の１０月１４日に各特別区長並びに各区議会議長に対しまして職員の給与等に関する勧告を行っておりますので、既にご承知の内容かと存じますが、次の定例会での議案提案を控えておりますので、改めてその内容について概略をご説明申し上げます。

まず１番、月例給でございます。月例給は若年層に置きつつ、全ての職員で昨年を大幅に上回る引上げ改定となっております。公民較差１万４,８６０円（３.８％）を解消する。そして初任給を引き上げて、人材確保競争に対応する内容となっております。初任給につきましては、この表のとおり引上げ幅等になってございます。

次に、2番、期末・勤勉手当でございますが、年間の支給月数をこれまでの4.85月から4.90月に引き上げるものとなります。これは改正条例の公布の日から実施いたします。

この1番と2番の結果、職員の平均の年間給与は27万6,000円の、およその額ですが、増加する見込みでございます。

続きまして、3番は比較方法の見直しとしまして、これまでは比較対象の事業者が50人以上であったのを、昨今の厳しい採用環境を踏まえまして、より有為な人材を確保するという観点から、100人以上に引き上げた今回の公民較差の比較方法を見直しております。

続きまして、4番目で管理職の給料月額の見直しでございます。管理職の現在の職責や職務がより重くなっていることに鑑みまして、その給与体系について見直しまして、早期昇格者の処遇改善するようなものになっております。これまでのこのモデルケースにありますとおり、課長やら部長やら最短ケースのこの年齢ですと、おおむね100万円前後増加する見直しとなっております。

最後、5番ですが、それ以外に人事・給与制度や勤務環境の整備に関して、ここにありますような意見を人事委員会から頂いているというところでございます。

説明は以上でございます。

○岩佐委員長 はい。ありがとうございます。

委員からの質疑を受けます。

○のざわ委員 前回の予算委員会の監査の中で内部統制のお話が2年連続ありまして、それで全職員の方ができたら主体的に自分のお仕事と捉まえて内部統制のところをしていく工夫が云々かんぬんとあった覚えがあるんですが、全職員の方々が主体的に自分のことと捉まえてお仕事をすることに、気持ちをそういうふうにするためのこの人事委員会勧告はどのように盛り込まれているかというのをぜひ資料としていただければよろしくをお願いします。

○岩佐委員長 休憩します。

午後1時10分休憩

午後1時11分再開

○岩佐委員長 委員会を再開します。

答弁からお願いします。総務課長。

○佐藤総務課長 今、内部統制のお話が出ましたのでご答弁申し上げます。

内部統制につきましては、今、委員がご指摘のとおり、昨年度より、より一人一人の職員が自らの仕事を振り返るような仕組みを設けまして、ただいま取組を進めている最中でございます。人事委員会勧告によるこの昇給につきましては、直接内部の取組とは関わっているものではございませんけれども、昇給があるということで、より一層気を引き締めて事務に当たるという点については、念頭に置いて進めてまいりたいと考えております。

○岩佐委員長 よろしいですかね。

○のざわ委員 ありがとうございます。

○岩佐委員長 ほかに何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 それでは、（２）令和7年特別区人事委員会勧告について質疑を終了します。

次に、（３）公式LINEにおけるセグメント分類の見直しについて、理事者からの説明を求めます。

○並木広報広聴課長 それでは、政策経営部資料3に基づきまして、公式LINEにおけるセグメント分類の見直しについてご報告いたします。

まず、実施目的でございますが、LINEセグメントの運用について、今回セグメント分類を見直すことにより、区民の皆様をはじめとする受信者の方々が必要な情報を適切に受信できるよう仕組みを整えるとともに、配信する区側からお届けしたい情報がより効果的に発信できるように発信体制の構築をし、利便性の向上を図ることを目的にしたものでございます。

次に、実施概要でございます。表のほうをご覧くださいと思います。

変更前のセグメントは大分類4項目と小分類19項目としておりましたが、重複している項目も多く、また発信する内容もイベントが中心となっておりました。また、項目によってはこれまで一度も利用されていない項目もございました。これは情報を発信していなかったということではなく、LINE側の機能の問題もございまして、受信者側はセグメントの項目を複数選択できるのに対しまして、配信側、区側ですけれども、こちらは一つのセグメントしか選ぶことができないことにございます。つきましては、今回重複している項目の整理を行いまして、事業の所管課がセグメントを適切に選択できるように、また受信される方も欲しい情報のセグメントを選択しやすいように12項目に整理させていただきました。

また、イベント情報だけではなく、様々な情報を発信できるように「環境」や「選挙」などの項目も新たに加えていただいております。

運用開始ですけれども、令和7年12月1日から変更をさせていただきます。

周知方法でございますけれども、広報千代田の11月20日号及び区のホームページ、公式SNSで丁寧にご連絡していこうと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

ご報告は以上でございます。

○岩佐委員長 はい。ありがとうございます。

この件について何かご質疑ございますか。

○田中委員 ご説明ありがとうございました。待ちに待った変更が行われて、大変ありがたいと思います。いろいろ使い勝手とか時代の変化に合わせて改変していただいたんですけども、この運用に関しまして、今後これは各部署がこちらに直接アップしてということで、それでよろしいのかどうかと、それを統括してそれが正しいセグメントに分類されているかというのをチェックする係というのもしらっしゃるんでしょうか。

○並木広報広聴課長 ありがとうございます。現在もそうなんですけれども、所管課から広報広聴課のほうに原稿が送られてきまして、そちらのほうで確認をしております。ですので、そこでセグメントを確認しておりまして、現在も確認はしているんですけども、二つ選べないということもありまして、所管の意向もちょっと考えながらという発信になっております。今後も同じような方法ではございますので、まずは所管がよりセグメント

というものの認識をしていただくことと、広報広聴課でも確認、適切なセグメントに配信できるように確認はしてまいります。

○田中委員 はい。大丈夫です。

○岩佐委員長 よろしいですか。

ほかに。

○のざわ委員 変更前のこの地域情報は変更後の地域情報、観光の中で、この変更前みたいな形で分かりやすく分類されているのか。4定のときにそこら辺の、私は変更前の部分の地域情報の分類は大切だと思って、そのご質問をしたいと思いますので、そのときまでに資料をご準備いただけたらと思います。

以上です。（発言する者あり）質問していいんですか。では、分類は残るんでしょうか、いかがでしょうか。（発言する者あり）あ、すみません。分類は残るんでしょうか、いかがでしょうか。

○並木広報広聴課長 地域情報のほうなんですけれども、実は令和4年度から令和6年度までの3年間、配信があったかどうかをちょっとお調べしたところ、9地域があるんですけれども、3年間で18件でございました。というのも、先ほどもご説明させていただきましたとおり、配信者側が一つのセグメント項目しか選べないということがございまして、例えば、麴町の子どもイベントといったときに、どちらか一つしか選べないとなったときに、やはり多くのお子様にご参加いただきたいとなると子どものほうのセグメントになってしまうというようなこともありまして、発信はしていないんですが、ではないと思うんですけども、ちょっと件数が少なかったということもございまして、今回、地域情報というところにまとめさせていただいたところでございます。

○岩佐委員長 のざわ委員、よろしいですか。

○のざわ委員 はい。

○岩佐委員長 大丈夫ですか。

ほかに、このセグメントについてのご質疑はございますか。

○はやお副委員長 今、答弁いただきまして、例えばじゃあ子ども・子育てのところで見に行ったときに、それが例えば先ほどのイベントとしてはそっちを見にいたり、場合によっては地域情報のほうに入っていたりという話、今からすると、どっちに入る。だから具体的な例として、こういうケースをこういうふうにやって、このセグメントを集約することによって解決されましたという何か具体的な例、もう少し分かりやすくご説明いただけますか。

○並木広報広聴課長 ちょっと項目として具体的なというのはあれなんですけれども、先ほど申し上げましたように、私たちの今整理をした項目というのは、例えば変更前ですと、イベント情報にも子どものものがございまして、暮らしの情報にも子育てのものがございまして。先ほど申し上げましたように、配信者側は一つのセグメントしか選べないんですが、受信者側は複数を選べるということで、受信者側の方はきっと子どもの関係の情報を欲しい方は、子どものこちらのイベント情報にもチェックを入れていただいて、子育てにも入れていただいてというふうになっているかと思います。そのように考えまして、子どもの情報が欲しい方がイベントの情報を欲しくないかというところではないかなと考えまして、今回重複しているものをまとめさせていただいたということです。また、例えば地域の情

報もいろいろな地域の情報を欲しいという方も全部セグメントとして選択されている方もいらっしゃるかというところと、あと、たくさんセグメントを分けてしまうと、配信者側が一つしか選べないということもございまして、ちょっと届けるターゲットというものが分かりにくくなってしまいうということ、今回、所管も使いやすく、受け取る側も分かりやすいような分類にさせていただいたところでございます。

○はやお副委員長 何となしに分かるような分からないようななんです。というのは、何かといったら、じゃあ私のほうが、もし子どもがいて、それで地域で子どもの何かイベントがあるのかとやったときにはどうやって選択するの。例えば、地域だからと思って地域情報のところにやるの、子どものほうにやるのという話になったときに、今の説明だと、いや、子どもの情報だったら子ども・子育てのところで入れればいいのか。でも、いや、自分としてはもう両方ともフラグを立てちゃっているから、どちらかのほうからも発信が来るのか、ちょっとその辺がちょっともう少しそのところを説明していただけますか。

○並木広報広聴課長 お祭りとか、地域でやる子どものお祭りとかですと、受信者側の方は子どもと地域を選択していただければどちらも情報が来るという……

○はやお副委員長 来ることになるわけ。

○並木広報広聴課長 はい、なります。ですので、配信者側が子どもの情報として配信いたしましても、受信者側が子どもと地域のところで選択していただければ、どちらのほうで配信しても届くというような状況でございますので、関心があるものに選択していただくようなところになります。それはしっかりと広報をして、分かりやすく周知させていただきたいと思います。

○はやお副委員長 はい。

○岩佐委員長 よろしいですかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。それでは、（３）公式LINEにおけるセグメント分類の見直しについて質疑を終了します。

続けて、（４）オフィスレイアウト変更に伴う什器類の購入（本庁舎６階）について、理事者からの説明を求めます。

○湯浅契約課長 それでは、政策経営部資料４に基づきまして、オフィスレイアウト変更に伴う什器類の購入（本庁舎６階）の分につきましてご説明をさせていただきます。こちら第４回定例会で議案として上げさせていただくものの事前のご説明となります。

項番１、購入品目です。品目が、机、こちらは執務デスク、会議テーブル、カウンターテーブル等でございますけれども、数量１１６台、椅子、執務チェア、会議チェアなどでございますが、こちらを１０７脚、収納庫として、個人用ロッカー、本棚等が４２台、スピーカーがサウンドマスキングスピーカー５台、パーティションが防音パーティション等１３式、ブースとして集中ブース、打合せブース等２１式、その他、コードホルダーやカバンフックなど、ほか一式でございます。

納入場所でございます。項番２、区が指定する箇所。

項番３、契約期間でございますけれども、契約締結日の翌日から令和８年３月３１日まで。

項番４、契約方法でございますが、公募制指名競争入札による契約でございます。

項番5の入札結果でございます。10月31日に開札しておりまして、落札者が東京都千代田区飯田橋二丁目18番1号、ジャンボ株式会社、代表取締役竹内康。落札金額は消費税込み6,655万円でございます。

ご説明は以上です。

○岩佐委員長 ありがとうございます。

説明が終わりました。こちらの案件も第4回定例会で議案になる予定の案件です。事前審査とならないようお願いします。資料要求等何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 大丈夫ですかね。

失礼しました。はやお副委員長。

○はやお副委員長 契約関係なんだけど、どういうふうにレイアウトしてとか何とかというのは普通今までのときはなかったんだっけ。この6階はどのようなレイアウトにして、こういうという、それは参考資料みたいな形になるんだろうと思うんだけど。その辺はどうするの、いつもは。そこは議論はどこかの所管になるのかよく分からないんだけど。

○齊藤デジタル政策課長 今回のこの什器の購入でございますけれども、区が今春DX戦略を定めておりまして、その中でワークプレイス変革を進めていくと。さらに具体的にどう進めていくかということをおフィス整備ガイドラインを定めまして、こちらを2定のデジタル・トランスフォーメーション特別委員会、こちらに報告をさせていただいたところでございます。その中で、レイアウトの設計の思想でございますとか、こういった進め方をしていくかということについて報告をさせていただいたところでございます。ですので、こちらの企画総務委員会のほうにおきましては、ちょっと本件については初出しと申しましょうか、今回が初めての説明になるかということでございます。

○はやお副委員長 説明がないと。（「あったほうがいいと思います。」と呼ぶ者あり）あったほうがいい。そうそうそう。せめてレイアウトとか何かがあったほうがいいんじゃないかねえかと。そうするとイメージが湧くんじゃ——あ、ごめんなさい。

そっちのほうにまた議論が集中しちゃうといけないんだけど、そうならないように、こういうことなのねという参考資料的な形で、レイアウトとしてこういう、だからこのぐらゐの数字になったんだなって。なるべくもしそこのところに入りそうになったところについては議事整理してもらってやるんだけど、知らないで、ただこの数字だけばらばらと言われて、そうですか、判というわけにもいかないんで、その辺はどうなのか。

○岩佐委員長 これ、何か6月30日のDXの委員会で出されたやつですね。

○はやお副委員長 そう。それだけでいいんだから。

○岩佐委員長 それは出せますかね。

○齊藤デジタル政策課長 そうですね。そのときの資料を含めてご用意をさせていただきます。

○はやお副委員長 はい。

○岩佐委員長 ほかに何かございますか。大丈夫ですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 それでは、（4）オフィスレイアウト変更に伴う什器類の購入（本庁舎6階）についての質疑を終了いたします。

続けて、（５）旧区立練成中学校改修機械設備工事に係る入札状況について、理事者からの説明を求めます。

○湯浅契約課長 続きまして、政策経営部資料５に基づきまして、旧区立練成中学校改修機械設備工事に係る入札状況につきましてご説明させていただきます。こちらも第４回定例会で議案として上げさせていただく前の事前説明のものでございます。

１番、工事場所及び内容でございます。以前、常任委員会のほうでこちら一度ご説明のほうをさせていただいておりますので、工事場所等、工事内容につきましては割愛をさせていただきます。

項番２、工事期間でございます。契約締結日の翌日から令和９年７月３０日まで。

項番３、契約方法、制限を付した一般競争入札による契約。こちらは２者ＪＶまたは単体でございます。

項番４、入札結果でございます。昨日１１月６日に開札を行いまして、落札者は東京都千代田区飯田橋二丁目９番７号、東西館ビル４０１号、株式会社丹野設備工業所東京支店、支店長吉村真由美。落札金額は消費税込み１１億１,８６４万５,０００円でございます。

ご説明は以上です。

○岩佐委員長 はい。ありがとうございます。

こちらの案件も第４回定例会で議案になる予定の案件です。事前審査とならないようにお願いします。資料要求とかございますか。大丈夫ですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。それでは、（５）旧区立練成中学校改修機械設備工事に係る入札状況についての質疑を終了いたします。

次に、（６）千代田区役所７・８・９・１０階他照明設備改修工事に係る入札状況について、理事者からの説明を求めます。

○湯浅契約課長 それでは、政策経営部資料６に基づきまして、千代田区役所７・８・９・１０階他照明設備改修工事に係る入札状況につきましてご説明をさせていただきます。こちらも第４回定例会で議案として上げさせていただく前の事前説明でございます。

項番１、工事場所及び内容です。（１）工事場所等。工事場所につきましては、こちら本庁舎千代田区九段南１－２－１でございます。ご承知おきのとおりだと思いますので、詳細については割愛をさせていただきます。

（２）工事内容でございます。照明設備、非常用照明、誘導灯のＬＥＤ化及び照明制御機器の更新でございます。

項番２、工事期間です。契約締結日の翌日から令和８年１１月２０日まで。

項番３、契約方法は、制限を付した一般競争入札による契約。こちらも２者ＪＶまたは単体でございます。

項番４、入札結果です。こちらも昨日１１月６日に開札を行いまして、落札者は東京都千代田区外神田二丁目３番１号、暁幸テック株式会社、代表取締役京須暁央。落札金額は消費税込み１億８,６４５万円でございます。なお、予定価格につきましては事後公表としております。

ご説明は以上です。

○岩佐委員長 はい。ありがとうございます。

この件について、何か資料要求とかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。それでは、（６）千代田区役所７・８・９・１０階他照明設備改修工事に係る入札状況についての質疑を終了いたします。

以上で、日程２、報告事項を終了します。

日程３、その他に入ります。委員の方から何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。それでは、執行機関のほうから何かございますか。

○印出井地域振興部長 それでは、口頭で、祭礼文化の調査研究に係る中間報告セミナーの開催について、情報提供をさせていただきたいと思います。

本区の祭礼文化が持つ価値を明らかにして、祭礼文化の継承、地域コミュニティの持続向上に結びつけるため、現在、まちみらい千代田を事業主体として調査研究を行っているところでございます。このたび調査研究の中間報告として、１２月１９日金曜日１４時から、ちよだプラットフォームスクウェアにおいて、セミナーを開催いたします。本セミナーの開催概要や申込み等を記載した案内文を、週明けに議員各位にポスト投函させていただきたいというふうに思っております。その後、全町会へ情報共有するとともに、広報千代田の１２月５日号にて周知を図りたいと思います。

情報提供としてのご報告は以上でございます。

○岩佐委員長 はい。ありがとうございます。

この件について何か質疑とかございますか。

○はやお副委員長 ここのところについて、今、口頭での報告を頂いたんですけど、今後のスケジュールというのはどのように、こういう、何ですかね、お祭りに関するものについては、まず調整をしていく、調査をしていくということだったんですけど、今この進捗で終わった段階でどのようなスケジュールで考えているのか、お答えください。

○印出井地域振興部長 この件につきましては、昨年来町会を中心とした地域コミュニティの持続可能性の中で祭礼文化の継承とコミュニティの関係性ということが非常に重要なファクター、要素であるということを度々区長のほうからも述べさせていただき、議会からもご質問を頂いたところでございます。それを踏まえて、令和７年度こういった調査研究をしているところでございますが、スケジュールについてですけれども、本件調査については今年度内の調査でございまして、この１２月にはその中間の過程ですね。今どんな状況なのか、祭礼文化とコミュニティの関係性についての大枠についてご報告させていただいて、その中で様々なご意見も頂きながら、年度末３月に最終的な報告として取りまとめをしていきたいというふうに考えているところでございます。この調査結果、あと調査経過を踏まえて、町会を中心とした地域コミュニティへの支援の在り方というのを並行して検討していくということになろうかなというふうに思っております。

○はやお副委員長 そういうことで、だから、ただ一部補助金の話もちょっと出ていて、団体補助と事業補助ということについては、たしかちょっと私の聞き違いがあれば訂正させていただきたいんですけど、事業補助の方向でという話になるだろうと思うんですが、この辺については、当初予算にそれを計上していく考えがあるのかどうか、そのところをお答えいただきたい。

○印出井地域振興部長 現状、ご案内のとおり、団体補助と事業補助というような形で町会に対する補助の仕組みはできておりますので、そういったものが基本になるだろうというふうに思っています。今回、この調査研究の結果を踏まえて、どういう形の補助にするかというのは、まさに今後の検討でございますけれども、基本的には現状の町会に対する補助の枠組みを前提に来年度も予算として計上に向けた準備をしているというところでございます。

○はやお副委員長 ということは、新たにこの祭礼関係についての補助金については当初予算には反映しないということでよろしいのか、お答えいただきたい。

○印出井地域振興部長 先ほどもご答弁申し上げましたけれども、そういった新たになるのか、事業補助の拡充ということなのか、その辺も含めて検討していきたいというふうに考えております。

○はやお副委員長 ということは、まだ、何というんですかね、視野としては入っているということで当初。それであればですよ、それであればですよ、補助金のあり方検討会について、当然のごとく財政課が整理しているんで、この辺を踏まえて当委員会でも整理をした上で、この妥当性、当然のごとくその説明を頂ければ、公平・公正、そしてまた、そこについて偏ってはいけないという、二重の補助金になってはいけないという整理がされていると思いますが、この辺のところはどのように考えていて、もしそこまで踏み込むということであれば、一度我々のほうも定例会のほうで財政課のほうからの説明を頂きたいと思っておりますが、その辺どうなのか。

○印出井地域振興部長 先ほどご答弁申し上げたとおり、現状、団体補助と事業補助という形で町会に対して支援をしているところでございます。今回の件につきましては、新たな項目になるのか、あるいは事業補助の拡充になるのか。いずれにいたしましても、現状のスキームの中での拡充というふうに考えているところでございます。

それから、財政課における検討との関係性で申し上げますと、やはり団体補助から事業補助へ、活動補助へと大きな方向感があるということは私どもとしても承知をしているところでございます。一方で、町会というもの、町会を中心としたコミュニティというものが、個々の施策事業なのか、あるいは道路や公園と同じような地域の社会関係資本として考えられるのか、その辺も我々のほうとしては町会に対する見方というのがいろいろあるかなというふうに思っています。

そういう意味で言うと、活動に対するコストではなくて、投資の側面もあるんじゃないかなと。それを踏まえて団体補助という在り方も引き続き継承しながら、今後、全庁的な議論の中で町会の支援、補助に対してはどのような形で位置づけをしていくのかについては引き続き検討していきたいというふうに考えてございます。基本的には予算の中でお示しするところでございますけれども、様々ご意見、ご議論があるというふうなことは認識しておりますので、適切なときに報告ができればというふうに思っています。

○はやお副委員長 最後。適切といって当初予算のときに適切と言われても困っちゃうんで、だから、そういうことであれば、一応我々としても、委員会として所管ですから、当然、4定のところで委員長のほうに整理していただいて、財政のほうからの在り方について、ちょっと一度報告を受けて、最終的にどういうふうな進捗状況であるのか、そしてまた、並びにここのところについて、やっぱりきちんと、僕も調べたんですよ、どうなって

いるか。公益性とか必要性とか、そういうようなところの観点で公正性とか客観性、こういうものがきちっとなっているときに補助金を制度化するという考え方があるから、だからそのところ僕らもきちっともう一度今までのところを、過去のこともあるから、その報告をもらいたいと思うんですけど、財政のほうでそれができるかな。

○前田財政課長 ただいま補助金の在り方というところでご指摘を賜りました。その在り方につきましては、私どものほうで検討のほう、さなかというところで今現在お時間を頂戴しているのも事実でございます。私どもとして、補助金の在り方、お示し方につきましては、庁内で引き続き検討しておりまして、事業補助化というところを中心に、現在そういった取組が推進できるように補助の在り方のそういった方向性を持って今取り組んではいるところでございます。その辺りのどこまでの、今、整理段階にあるのかということ、また併せて、今、祭礼文化のところでの取組といったところが関連してくるということでありましたら、またちょっと12月の先ほど定例会でご報告ということで地域振興部長からご報告をさせていただきましたけれども、その兼ね合いと併せて、すみません。（発言する者あり）次、第4回ですか。言っていない。失礼しました。

○印出井地域振興部長 適切な時期。

○はやお副委員長 俺が言ったんだ。

○前田財政課長 失礼しました。そのタイミングと、ちょっとその辺りの兼ね合いも踏まえまして、委員長と相談させていただいてご報告をさせていただければというふうに思います。

○岩佐委員長 新しい視点での補助金になるかもしれないので、取りあえず現時点のその補助金の在り方の方針とか、検討の進捗状況をちょっと調整させていただいて出していたければと思います。よろしくお願いします。

○印出井地域振興部長 ちょっと誤解があるといけないので、補足してご答弁申し上げます。

要は整理の、何ですかね、粒度というんでしょうかね。その辺りによって、かなり我々のほうとしてもどういったご報告ができるのか。とりわけ町会に対する補助金というのは、昭和の30年代、40年代から、40年だから、もう私とほぼ同じですから、60年近く積み上げてきているところでございますので、粒度が細かい中での議論ということになると、いわゆる町会地域の具体的な声、また、今はまさに全町会を対象としたアンケートについて集計・分析しているところでございますので、それらも踏まえながら丁寧にしていく必要があるのかなというふうに思っております。

今回ご指摘いただいたことについては、先ほど財政課長からございましたが、団体補助、運営補助から活動補助へと方向感の中で、町会に対する支援の枠組みをどういうふうに整理するのか、根拠立てるのか。先ほど、私、町会というのは社会関係資本だと申し上げましたけれども、そういったことを踏まえつつ、一方で、祭礼文化の支援について強化・拡充するのであれば、どのような視点で拡充するのかというところの骨太のところの考え方をお示しできればなというふうに思っておりますので、ぜひご理解を賜りたいと思います。

○はやお副委員長 ちょっと、最後にします。

○岩佐委員長 はやお副委員長。

○はやお副委員長 これで、今は議論するつもりもないし、今後のこと、非常に町会補助までの話をしちゃうとセンシティブですから、僕は慎重にやるべきだと思っています。それと、私も100条委員会3回あったうちの3回、委員になっていまして、その中の二つ目のときのコミュニティの活性化についての補助金、このときも委員長をやっているんですよ。そのとき問題になったということは、結局は確かに事業補助であったんだけど、一部団体補助との絡みがあったとか、さらに私はそのときの生活福祉委員長でありましたから、そのときに出てきたというのは、文芸協の補助金の問題もあったわけですよ。だから、その経緯は分かっています。経緯は分かっているだけに、ここは慎重にも慎重にやってもらいたい。

やっぱり確かにいろいろ様々に、祭礼のところも地域によって違う。あと、町会補助金についても地域によっては、私のほうは100年もたつ町会だと、非常に今のオーソドックスなスタイルで継続していけばやっていけますよ。だけれどもやれないところもある。例えば商業地域の町会もある。それとあと、違う場合もある。だからそういうところも含めて、ちょっと細分化してきちっとそのところをやらないと、一律的にこれやると、これ、最後またやるときに確認はしますけれども、これは住民監査請求が出てくる内容ですから、十分にこれは慎重にやってもらいたい。逆に言うと、これをやることによって様々な補助金の整理がまた大変なことにならないように、その辺を十分考えていただきたいと思いますが、いかがですか。

○印出井地域振興部長 全庁的な補助金の議論、それから町会に対する補助の議論というところで、若干役割分担が異なるところがあるかなというふうに思っていますけれども、町会に対する補助につきましては、はやお副委員長がおっしゃられたとおり、私もる過去のいろいろな課題、問題を改めてひもといたところでございますけれども、そうすると、単に団体補助から活動補助にするということだけではないよねと。活動補助、事業補助を拡充したときの使途の在り方ですとか、あるいは活動補助を幾ら増やしても、要は担い手がなくて町会の持続可能性にはつながらないんだ……

○はやお副委員長 おっしゃるとおり。

○印出井地域振興部長 というような状況もあるのかなというふうに思っています。そういった中で団体を活性化するという意味で祭礼というような打ち手をちょっと考えているところなんですけれども、おっしゃるように、祭礼に対する考え方も町会で温度差があるということは今回の実態調査を踏まえて私も強く実感するところでございます。そういう温度差がある中で、やはり丁寧に進めないと、住民監査請求等々については、我々としては我々なりにきちっとした理論武装をしたいと思っておりますけれども、あえてそういう火種が出るような状況にはならないような形でしっかり丁寧に整理して説明をするような形を心がけていきたいと思っておりますので、ご了承いただきたいと思います。併せて、ちょっとご説明の時期については、適切な時期について委員長、副委員長と相談させていただきながら調整させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○岩佐委員長 ありがとうございます。いきなり予算のときに全部出てきたなという感じないように、ちょっと、分かり次第ちょっとずつ、早めに早めをお願いしたいと思います。

祭礼文化の調査研究に関わるることについて、ほかに質疑ございますか。大丈夫ですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。ありがとうございます。

そのほか、何かご報告ございますか。

○武笠文化振興課長 それでは、カザルスホールの件につきまして、口頭でのご報告で失礼いたします。

3定での区長招集挨拶の際に、日本大学から区がカザルスホールを借り受け、区に運営を依頼したい旨のお話を頂いたことをご説明いたしました。その後、10月に入り、日本大学と覚書を交わし、施設の利用に関する基本的な考え方や施設整備、運営体制などについての協議をスタートさせています。その中で、施設再開に向けては経年劣化に伴う建築、電気設備等の改修工事が事前に必要という話を聞いております。今後につきましては、協議を進め、一定の考え方の整理ができましたら、議会に報告を差し上げたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○岩佐委員長 はい。ありがとうございます。

カザルスホールの件について何か質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。よろしいですね。

それでは、ほかに何かご報告とかありますか。大丈夫ですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 それでは、本日はこの程度をもちまして閉会といたします。お疲れさまです。

午後1時45分閉会